

川崎市産業振興支援事業補助金交付審査要領

(目的)

第1条 この要領は、川崎市産業振興支援事業審査会（以下「審査会」という。）の所掌事項、組織、運営等について定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 審査会は、次の事項を所掌する。

- (1) 市長が川崎市産学共同研究開発プロジェクト補助金及び川崎市新技術・新製品開発等支援事業補助金の交付決定を行うに当たって、事業の適合性、妥当性を審査し、交付決定の可否について意見を述べること。
- (2) 産学連携や新技術・新製品開発に係るその他の補助金について、必要に応じ、市長が交付決定を行うに当たって、事業の適合性、妥当性を審査し、交付決定の可否について意見を述べること。
- (3) その他、運用に関して、意見を述べること。

(組織)

第3条 審査会は、委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は、経済労働局長をもって充てる。
- 3 副委員長は、経済労働局経営支援部長をもって充てる。
- 4 委員は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。
 - (1) 経済労働局 産業政策部長
 - (2) 経済労働局 イノベーション推進部長
 - (3) 経済労働局 産業政策部 企画課長
 - (4) その他、関係部課長

(委員長)

第4条 委員長は会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(審査会の運営)

第5条 審査会は、委員長が委員を招集する。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(意見聴取会の開催)

第6条 審査会は、第2条に規定する事項を適正、客観的に審査するため、学識経験者等からなる川崎市産業振興支援事業意見聴取会（以下「意見聴取会」という。）を開催することができる。

- 2 意見聴取会は、別表1に掲げる専門分野の知見を有するものに参加を依頼する。
- 3 意見聴取会の進行は、事務局が行う。

(意見聴取会の所掌事項)

第7条 意見聴取会は、申請企業について面談方式による意見聴取を行い、学識経験者等から出された別表2に定めるものに関する意見等を整理する。ただし、災害や感染症等、やむを得ないと判断される場合には、面談方式による意見聴取に限らず、代替手段により意見聴取を行うことを可能とする。

(会議の公開等)

第8条 審査会及び意見聴取会の会議は、公開しない。

2 審査会は、その審査した結果について必要があると認められるときは、その要旨を公表するものとする。

(事務局)

第9条 審査会及び意見聴取会の事務局は、経済労働局経営支援部経営支援課に置く。

(細則)

第10条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年9月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 学識経験者等の専門家

技術全般についての知見を有する学識経験者又は有識者	5名以内
企業経営についての知見を有する学識経験者又は有識者	1名以内
市場・販路についての知見を有する学識経験者又は有識者	2名以内

別表2 審査基準

要綱	審査基準
川崎市産学共同研究開発プロジェクト補助金交付要綱	<ul style="list-style-type: none"> (1) 開発内容の妥当性 (2) 新規性・独自性 (3) 市場性 (4) 事業化・製品化の見込み (5) 環境性・社会性 (6) 産学連携性 (7) 財務状況 (8) その他
川崎市新技術・新製品開発等支援事業補助金交付要綱	<ul style="list-style-type: none"> (1) 開発内容の妥当性 (2) 新規性・独自性 (3) 市場性 (4) 事業化・製品化の見込み (5) 環境性・社会性 (6) 財務状況 (7) その他
産学連携や新技術・新製品開発に係るその他の補助金に関する要綱	各補助金の要綱に応じる。